

糸魚川市立南能生小学校 いじめ防止基本方針

糸魚川市立南能生小学校

R7. 4. 1

当校のいじめ防止を効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定及び、糸魚川市いじめ防止基本方針に基づき、この「糸魚川市立南能生小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

（１）いじめに対する基本的な考え方

① 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

② いじめの定義

法第 2 条において「児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定されている。

③ いじめ類似行為の定義

いじめ類似行為とは、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、「当該児童生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。このいじめ類似行為に関しても、いじめの認知及び対応と同様に扱うものとする。

（２）いじめ防止のための責務

① 学校の責務

いじめは人権侵害であり、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものであると同時に、誰もがいじめの側にもいじめられる側にもなる可能性がある。学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理念を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。日常生活の中で、一見してけんかのように見える行為でも、その行為に関わる児童の関係性や被害生に着目し、いじめに該当するか否かを見極める必要がある。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

② 児童の責務

いじめは許されないことを理解し、いじめを行わない。また、いじめのない学校にするため、いじめを見過ごさず、解決に向けて行動する。いじめを発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校の教職員、保護者その他の関係者に相談する。インターネットを通じて送信される情報の特性を理解する。

③ 保護者の責務

保護者は、児童がいじめを行わないよう規範意識や人権感覚を養うための教育に努めるとともに、加害の事実が明らかになったときは、保護者として責任ある行動をする。また、インターネットに関

わる情報の特性等について保護者自ら学ぶように努め、通信機能をもつ機器を児童に保持又は使用させる際は、保護者の責任において行う。

(3) いじめ防止等のための取組方針

- ・いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ・いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ・学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ・校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ・保護者・地域住民に、学校はいじめの防止等の取組について、理解と協力を働き掛けるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体をととして、児童に「自己有用感」「人間関係作りの能力」「規範意識」「困難に対し他者と協力して問題解決を図る意欲や態度」を育むために、多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とした活動を実施する。
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育、同和教育の充実を図る。
- エ スマートフォン等を介したSNSへの個人情報・誹謗中傷などの書き込みによるネットいじめ被害、不適切な画像の撮影（製造）や掲載、送受信、性被害や性の逸脱行動等が起こらないよう情報モラル教育の徹底を図る。
- オ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
- カ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・児童対象のhyperQ-Uアンケート（図書文化）調査（6月、11月）
- ・児童対象の学校生活振り返りカード（複数の教職員で記入内容を確認する）（毎月末）

イ いじめ相談体制

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。

ウ いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上

- ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うための組織として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

② 構成員

構成員は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当学級担任、養護教諭、必要に応じて自校の教職員や外部関係者（糸魚川市教育委員会、スクールカウンセラー、警察など）とする。

③ 役割

- ・取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があったときには「いじめ・不登校対策委員会」を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者と連携を取るなど組織的に対応するための中核となる。

④ 取組

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめの未然防止に関すること（ネットモラルの指導等）
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること
- ・いじめの発生時の対応に関すること。
- ・いじめ発生時は緊急に開催する。
- ・必要に応じて「拡大いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

【拡大いじめ・不登校対策委員会】

構成員・・・校長、教頭、教務、生活指導主任、養護教諭、該当学級担任、楨駐在所長、主任児童委員、民生児童委員、必要に応じて自校の教職員や外部関係者（糸魚川市教育委員会、教育相談員、スクールカウンセラーなど）とする。

開催時期・・・7月定期開催 ※ただし、いじめの事案が発生したときは、緊急に開催

役割・・・・・・○南能生小学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
○いじめについての共通理解と指導体制の確立
○いじめの事案について報告、分析、対策の決定
○「アンケート」の調査結果の報告、分析
○教育相談の結果等の報告、分析

（3）いじめ発生時の措置

- ① 問題行動について相談を受けた場合は、管理職・生活指導主任に速やかに報告する。
- ② 複数の教職員で、被害児童・加害児童・関係児童（観衆と傍観者）に聴き取ったり（5W1H）アンケートを実施したりし、事実を確認する。また、確実に記録をとる。写真・アンケートは在学中、保管する。（保管期間は原則として5年間）
- ③ 管理職・生活指導主任で、いじめに該当するか否かの第1次判断を行う。判断後、糸魚川市教育委員会へ報告する。
- ④ 第1次判断を受けて、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、当該情報を基に対処策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ⑤ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。

- ⑥ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ指導とその保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。
- ⑦ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- ⑧ 被害児童、加害児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について話し合う。
- ⑨ その他の児童に対して、学級指導、全校集会において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。必要に応じて、保護者会を開催し、保護者全体にも再発防止に向けた協力を呼び掛ける。
- ⑩ いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消（いじめに係る行為が少なくとも３ヶ月止んでいる・被害児童が心身の苦痛を感じておらず、本人及び保護者に面談等で確認）と再発防止を図る。
- ⑪ 被害児童、加害被害の保護者と連絡を密に取り、解消に向けた取組を継続する。
- ⑫ 「いじめ・不登校対策委員会」で、解消の判断を行うまで、該当児童、学級全体、学校全体の見守りを継続する。必要に応じて、PTA全体や地域にも協力を呼び掛ける。
- ⑬ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

（１）重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。（児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。）
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（相当の期間とは年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。）
- ・その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

（２）重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 「いじめ・不登校対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ・設置者の調査に必要な資料の提出など、調査に協力する。

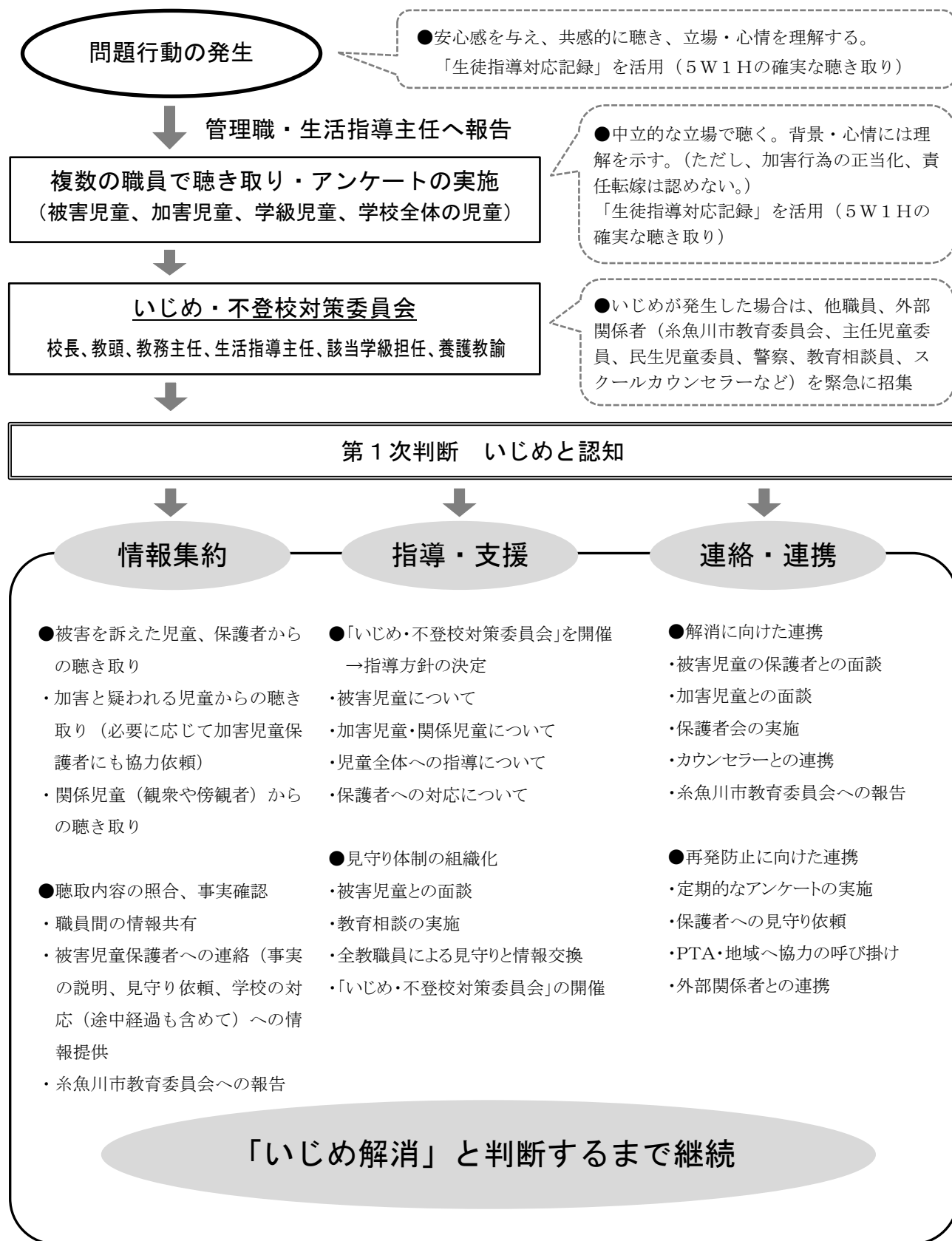
（３）その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

4 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○児童についての情報交換 ○児童理解研修① ○いじめ・不登校対策委員会の開催(必要があれば随時)	○いじめ見逃しゼロスクール等の人権教育の充実(通年) ○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○月の振り返りカード、教育相談週間(通年:月末) ○あいさつ運動 ○全校レク(通年) ○1年生を迎える会	○いじめ見逃しゼロ県民運動(通年) ○いじめ防止対策の説明と広報 ○学習参観、保護者懇談会 ○あいさつ運動 ○PTA活動の充実(通年)
5	○児童についての情報交換 ○保小連絡会	○運動会 ○学校田 田植え	○運動会への協力 ○学校田 田植えへの協力 ○家庭訪問 ○学校運営協議会
6	○児童についての情報交換	○ふるさとグリーン活動 ○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○hyperQ-U アンケート①	○ふるさとグリーン活動 ○フリー参観
7	○学校評価(前期) ○児童についての情報交換 ○拡大いじめ・不登校対策委員会の開催	○水泳記録会 ○1学期の振り返り	○学習参観、保護者懇談会 ○保護者アンケート ○学校保健委員会
8	○児童理解研修② ○児童についての情報交換 ○学校評価(前期) ○人権教育、同和教育校内研修	○家庭・地域での活動の充実	○家庭・地域での健全育成 ○学校運営協議会
9	○児童についての情報交換	○学校田 稲刈り ○親善陸上大会	○学校田 稲刈りへの協力 ○親子健康教室 ○長寿会との交流
10	○児童についての情報交換	○学習発表会(社会性育成の視点) ○hyperQ-U アンケート②	○学習発表会への協力
11	○児童についての情報交換 ○人権教育、同和教育校内研修	○いじめ見逃しゼロ強調月間	○人権教育授業参観、保護者懇談会
12	○学校評価(後期) ○児童についての情報交換	○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○2学期の振り返り	○保護者アンケート ○個別懇談
1	○学校評価(後期) ○児童についての情報交換	○中学校体験入学 ○南子ども祭り	○南子ども祭りへの協力 ○スキー教室への協力
2	○児童についての情報交換 ○保小連絡会	○移行学級	○中学校説明会 ○学校運営協議会
3	○新年度体制づくり ○児童理解研修③	○卒業祝い週間 ○卒業式 ○年度の振り返り	○学習参観、保護者懇談会 ○卒業式

5 いじめ発生時の対応 <報告・指導の基本の流れ>



<学校評価>

いじめが隠蔽されず、いじめの実態把握、措置が適正に行われるように、早期発見・再発防止の取組について適正に評価